

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2014年7月25日

【事業年度】 第17期(自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)

【会社名】 クックパッド株式会社

【英訳名】 COOKPAD Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役 穂田 誉輝

【本店の所在の場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 菅間 淳

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 菅間 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月	2014年4月
売上高 (千円)					6,572,139
経常利益 (千円)					3,147,943
当期純利益 (千円)					1,868,782
包括利益 (千円)					1,862,415
純資産額 (千円)					7,943,498
総資産額 (千円)					9,648,798
1株当たり純資産額 (円)					239.36
1株当たり 当期純利益金額 (円)					56.62
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)					55.92
自己資本比率 (%)					82.0
自己資本利益率 (%)					23.6
株価収益率 (倍)					36.12
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)					1,924,819
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)					1,320,562
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					123,294
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)					4,691,335
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (人)	( )	( )	( )	( )	207 (67)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。

3. 第17期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月	2014年4月
売上高 (千円)	2,207,433	3,263,283	3,909,846	4,982,304	6,494,423
経常利益 (千円)	1,052,043	1,594,216	1,907,844	2,701,733	3,275,055
当期純利益 (千円)	567,311	847,613	1,110,283	1,616,613	2,046,262
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	796,230	808,470	831,480	847,440	871,425
発行済株式総数 (株)	4,022,400	16,150,800	16,347,600	16,442,400	33,074,800
純資産額 (千円)	2,627,874	3,479,423	4,624,938	6,239,802	8,159,475
総資産額 (千円)	3,313,806	4,508,432	5,351,549	7,458,169	9,580,122
1株当たり純資産額 (円)	81.66	107.72	140.80	188.63	245.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	5.00 ( )	2.00 ( )	3.00 ( )	10.00 ( )	12.00 ( )
1株当たり 当期純利益金額 (円)	18.39	26.30	34.19	49.38	62.00
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	17.63	25.65	33.59	48.52	61.23
自己資本比率 (%)	79.3	77.2	86.0	83.2	84.9
自己資本利益率 (%)	35.2	27.8	27.5	29.9	28.5
株価収益率 (倍)	57.09	32.21	33.57	75.03	32.98
配当性向 (%)	3.4	3.8	4.4	10.1	19.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	788,766	988,657	561,340	1,847,394	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	118,189	56,043	43,862	1,683,019	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,454,429	2,893	28,911	9,275	
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,526,719	3,439,884	3,978,746	4,167,841	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	69 (24)	86 (35)	102 (40)	125 (40)	181 (50)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第16期までは関連会社が存在しないため、記載していません。また、第17期については連結財務諸表を作成しているため、記載していません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均雇用人員を外数で記載しています。
4. 当社は、以下のとおり株式分割を行っています。
- |      |             |           |
|------|-------------|-----------|
| 第13期 | 2009年12月1日付 | 株式1株につき3株 |
| 第14期 | 2010年7月1日付  | 株式1株につき2株 |
|      | 2011年1月1日付  | 株式1株につき2株 |
| 第17期 | 2013年5月1日付  | 株式1株につき2株 |
- なお、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が第13期の期首に行われたものとして計算しています。
5. 第17期より連結財務諸表を作成しているため、第17期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載していません。

2 【沿革】

年月	事項
1997年10月	神奈川県藤沢市にて有限会社コイン(現・クックパッド株式会社)を設立。
1998年3月	料理レシピの検索・投稿インターネットサービスである「kitchen@coin」を開始。
1999年6月	「kitchen@coin」から「クックパッド」へサービス名を変更。
2001年5月	本社を神奈川県横浜市中区に移転。
2002年3月	「クックパッド」への広告掲載を開始。
2002年9月	本社を東京都渋谷区代々木に移転。
2004年9月	クックパッドプレミアムサービスを開始。
2004年9月	有限会社コインからクックパッド株式会社へ組織変更。
2006年9月	モバイル向けインターネットサービス「モバれび」を開始。
2006年12月	本社を東京都港区北青山に移転。
2007年7月	委員会設置会社へ移行。
2007年10月	マーケティングデータ提供サービス「たべみる」を開始。
2008年5月	本社を東京都港区白金台に移転。
2008年11月	「モバれび」の「NTT docomo」公式サービス化に伴い、モバれびプレミアムサービスを開始。
2009年1月	「モバれび」の「au」公式サービス化。
2009年2月	「モバれび」の「SoftBank」公式サービス化。
2009年7月	東京証券取引所マザーズへ上場。
2009年11月	iPhoneアプリケーション「クックパッド」を開始。
2010年3月	米国カリフォルニア州に子会社COOKPAD Inc.(現・連結子会社)を設立。
2010年6月	iPhoneアプリケーション「クックパッド のせる」を開始。
2011年1月	Androidアプリケーション「クックパッド」を開始。
2011年5月	シンガポールに子会社COOKPAD PTE.LTD.(現・DAPUR MASAK PTE. LTD.、現・連結子会社)を設立。
2011年11月	Androidアプリケーション「クックパッド のせる」を開始。
2011年12月	東京証券取引所市場第一部へ上場。
2012年6月	iPhone、iPad対応のユニバーサルアプリケーション「クックパッド」を開始。
2012年11月	家計簿サービスを運営する株式会社Zaimに出資。
2013年10月	プライベートレッスンの予約サイトを運営するコーチ・ユナイテッド株式会社(現・連結子会社)を子会社化。
2014年1月	アメリカ子会社COOKPAD Inc.を通じてアメリカのレシピサービス運営会社ALLTHECOOKS, LLC(現・連結子会社)を孫会社化。
2014年1月	スペイン子会社COOKPAD SPAIN, S.L.(現・連結子会社)を設立し、スペインのレシピサービス「Mis Recetas」を事業譲受け。
2014年5月	インドネシアのレシピサービス運営会社DAPUR MASAK PTE. LTD.を子会社化。

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は当社（クックパッド株式会社）、連結子会社7社により構成されています。

当社は、「毎日の料理を楽しみにする」ことを企業理念とし、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」を運営しています。

「クックパッド」に蓄積されたレシピは主に利用者から投稿されたものです。ID登録利用者は自分が考案したレシピを写真付きで「クックパッド」内に開設した「MYキッチン」に投稿することができます。この「MYキッチン」で、自分が投稿したレシピへのアクセス数を確認したり、他のID登録利用者から投稿された写真付きのレシピの感想である「つくれば」を閲覧できます。このように、投稿したレシピに対する他の利用者からの反応を見られることがレシピ投稿者のモチベーションを向上させ、サービス開始以来、利用者によって投稿・蓄積されたレシピ数は2014年4月末時点で171万品を超えています。

そして、「クックパッド」の全ての利用者は、この多数のレシピの中から食材やメニュー名、特徴となるキーワード（「じゃがいも」、「鶏肉」、「ハンバーグ」、「バレンタイン」など）から該当するレシピを検索することができます。また、ID登録すると、気に入ったレシピをお気に入りレシピとして保存できる「MYフォルダ」やお気に入りのレシピ作者を登録することにより当該作者の新着情報等を閲覧できる「MYニュース」などの機能を利用できます。

このように、「クックパッド」にレシピを楽しく掲載できる機能と、蓄積された多数のレシピを効率的に利用できる機能を提供し、利用者の毎日の料理を楽しむことを目指しています。

「クックパッド」はWeb上（PC、スマートフォン、タブレット）での展開に加え、スマートフォンアプリとしてもサービスを展開しており、2014年4月末時点ののべ月間利用者数は4,404万人となっています。利用者は、日々の献立を決定するにあたって当サービスを利用しており、利用者は主に日常的に料理をする20代から30代の女性です。「クックパッド」へのアクセスのピークは夕食時の買い物前の時間と想定される夕方ですが、スマートフォンからの利用シーンは、移動時間や買い物時、調理時等にも広がっており、多様な利用シーンを想定してサービスを開発しています。

当社グループの事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載しています。

#### (1) 会員事業

当社は、原則として「クックパッド」を利用者に無料で提供していますが、より高い利便性を求める利用者に対しては、人気レシピ検索、レシピ保存容量の増加のための機能等をプレミアムサービス（有料サービス）として提供し、月額302円（税込）の収入を得ています。ただしiPhone・iPadアプリから有料ID登録された場合にのみ、月額300円（税込）の収入を得ています。

#### (2) 広告事業

当事業では、食品、飲料を中心とした企業を広告主としており、広告主の扱う商品やサービスの認知度の向上、利用方法の理解促進を行う目的で、「クックパッド」上にある広告枠の販売及び販促施策の展開により収入を得ています。

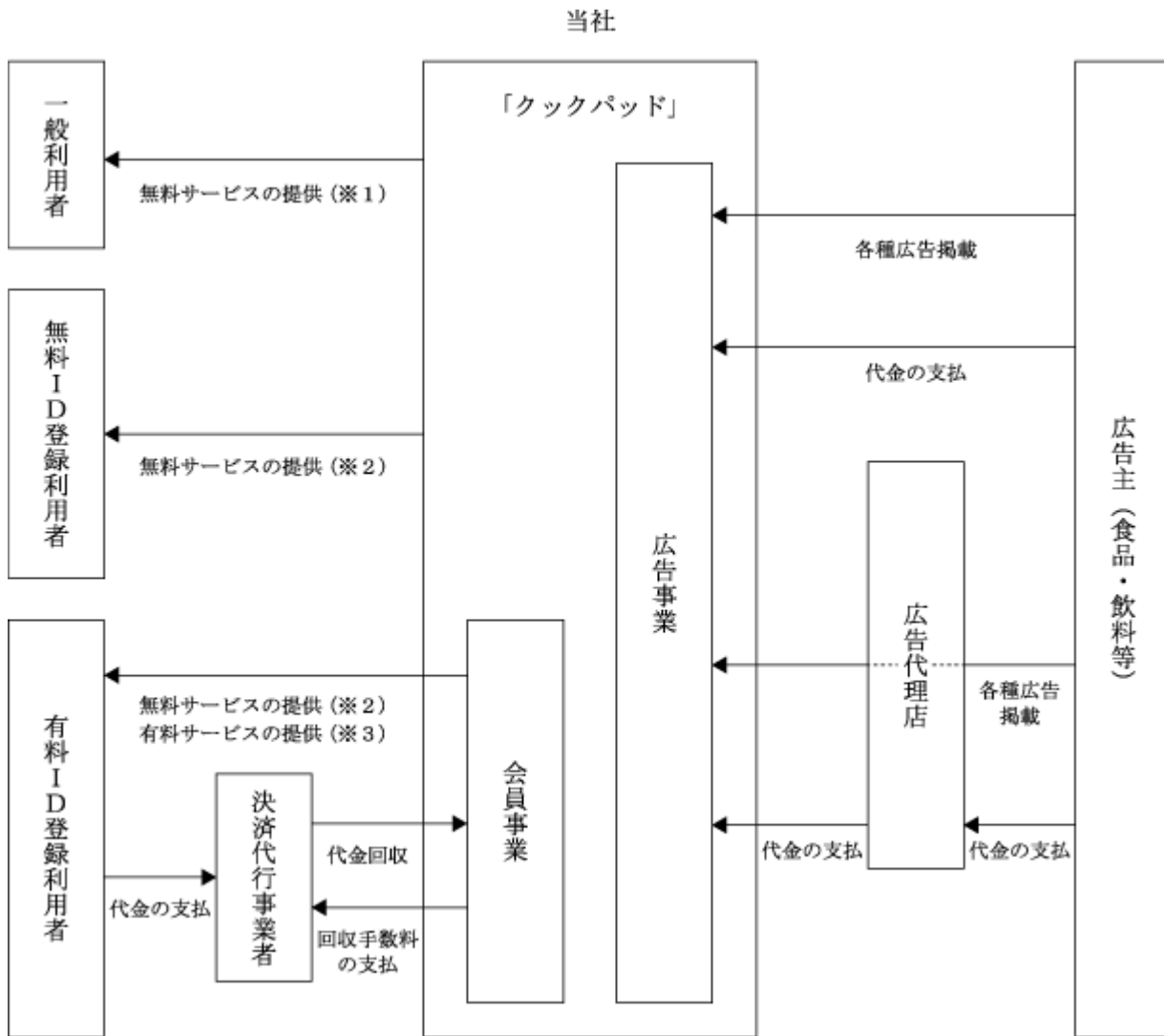
当社の広告商品の内容は以下のとおりです。

広告商品名	内容
ディスプレイ広告	広告主又は代理店に直接営業して販売するディスプレイ型の広告
タイアップ広告	広告主又は代理店に直接営業して販売するタイアップ企画型の広告
ネットワーク広告	広告配信会社が提供するアドネットワークを通じて自動的に配信される広告

ディスプレイ広告は「クックパッド」内の表現力のあるディスプレイに広告を表示し、「クックパッド」に訪れる多数の利用者に認知を提供することができます。また、タイアップ広告は、広告主の扱う商品を使用した料理レシピを訴求する企画型の広告です。広告主は企画を通じて利用者実際に商品を使用してもらうことができ、認知度の向上に繋がるとともに、商品の新しい利用方法を生み出し、商品の開発及び販売促進に役立てることができま

す。

[事業系統図]



1. 「レシピ検索」機能等を提供しています。利用にあたって登録は不要です。
2. 「MYキッチン」、「MYフォルダ」及び「MYニュース」等の機能を提供しています。  
ID登録には郵便番号、性別、生年月日及びメールアドレスが必要です。
3. 無料サービスに加えて、人気レシピ検索、レシピ保存容量の増加等の機能を月額302円(税込)で提供しています。ただしiPhone・iPadアプリから有料ID登録された場合のみ、月額300円(税込)で提供しています。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) コーチ・ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区	10百万円	音楽教室・語学教室・学習塾等の経営及びこれに関するノウハウの販売・経営指導等	100.0	資金援助 役員の兼務2名
COOKPAD Inc. (注)1	米国 カリフォルニア州	11,780千米ドル	インターネット関連事業	100.0	営業上の取引 役員の兼務1名
ALLTHECOOKS, LLC (注)1	米国 カリフォルニア州	5,010千米ドル	レシピサービスの開発及び運営	100.0	
COOKPAD SPAIN, S.L. (注)1	スペイン アリカンテ	7,903千ユーロ	レシピサービスの開発及び運営	100.0	役員の兼務1名
DAPUR MASAK PTE. LTD. (注)1	シンガポール共和国	982千米ドル	レシピサービスの開発及び運営	100.0	役員の兼務2名
その他2社					

- (注) 1. 特定子会社に該当します。  
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2014年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
インターネット・メディア事業	207(67)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含んでいます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。  
2. 当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

##### (2) 提出会社の状況

2014年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
181(50)	31.2	2.3	6,883

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでいます。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しています。  
2. 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。  
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。  
4. 前事業年度末に比べ従業員数が56名増加していますが、業容の拡大によるものです。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

## 第2 【事業の状況】

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っていません。

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当社は「毎日の料理を楽しみにする」ことを企業理念として、インターネット上で料理レシピの投稿・検索等が可能な「クックパッド」を中心に事業展開しています。

当連結会計年度において当社は、レシピサービスの世界展開に取り組みました。

具体的には、当第3四半期連結会計期間において、英語のレシピサービス「allthecooks」とスペイン語のレシピサービス「Mis Recetas」を買収し、完全子会社化しました。また、当第4四半期連結会計期間において、持分法非適用会社であったインドネシア語圏のレシピサービス「Dapur Masak」に追加出資し、完全子会社化しました。その結果、日本語、スペイン語、英語、インドネシア語圏で合わせて最大で約10億人に対してサービスを提供することが可能となりました。今後は「クックパッド」の運営ノウハウの共有によってサービス利用者増加を促進し、レシピサービスの世界展開により一層注力していきます。

当連結会計年度において、「クックパッド」ののべ月間利用者数は順調に推移し、2014年4月末時点で4,404万人（前年同月比34.4%増）となりました。当サービスは日常の生活動線上で利用されているため、日常生活の多様なシーンでインターネットの利用が可能なスマートフォンとの相性が非常に良く、特にスマートフォンからの利用者数が順調に増加し、2,678万人（前年同月比63.1%増）となりました。

また、「クックパッド」の価値の源泉は多くの利用者により投稿された多様なレシピであると考えています。利用者がより楽しくレシピを投稿できるためのサービス改善を続けた結果、レシピ数も堅調に増加し、2014年4月末には累計投稿レシピ数が171万品を超えました。

「クックパッド」については、レシピの投稿・検索サービスから「食を中心とした生活インフラ」へと進化させていきます。そのため、サービスをレシピ以外の領域に広げるためにメディアを拡充しました。具体的には、世の中の食卓のトレンドや食にまつわるニュースをお届けする「クックパッドニュース」の配信を開始し、2014年4月末時点で公開記事が1,000本を突破しました。また、掲示板やデコレーション料理の投稿などのコミュニティである「みんなのカフェ」の月間利用者数は2014年4月末時点で160万人を突破しています。

さらに、サービス自体を「食を中心とした生活インフラ」へと進化させるべく、新規事業の拡大にも引き続き注力しました。

「特売情報」は、近くのスーパーや食料品店の毎日の特売情報を「クックパッド」上で閲覧することができるサービスで、情報を提供している店舗数は約10,000店舗に及んでいます。また、登録利用者数も順調に増加し、2014年4月末時点で200万人を突破しました。

2013年6月には生活習慣病の予防と食事療法をおいしくサポートするサービス「健康レシピ」を開始しました。

また、食以外の領域でのサービス提供も視野に入れており、当第2四半期連結会計期間において、「プライベートコーチのCyta.jp（咲いた.jp）」を運営するコーチ・ユナイテッド株式会社を完全子会社化しました。当サービスは、語学・楽器・デザインなどのレッスンのプライベートコーチ（個人指導の先生）が見つかるサイトですが、今後はレッスンの検索・予約にとどまらず、ハウスキーピングを始めとした幅広い地域サービスを取り扱う「サービスEC」へと発展していくことを目指しています。

当連結会計年度の業績は、

売上高	6,572百万円
のれん償却前営業利益	3,277百万円
営業利益	3,132百万円
経常利益	3,147百万円
当期純利益	1,868百万円

となりました。

なお、のれん償却前営業利益は、会計上の営業利益に、買収及び事業譲受により生じたのれん償却額144百万円を足し戻したものです。

当連結会計年度の業績に関する特記事項は以下のとおりです。

- イ. 売上高は6,572百万円となりました。会員事業において、プレミアム会員数が順調に増加し、130万人を突破しました。また広告事業においては、ディスプレイ広告及びタイアップ広告が伸長し、スマートフォン広告も売上に寄与しました。
- ロ. 営業利益は3,132百万円となりました。また、売上高営業利益率は47.7%となりました。

当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。事業ごとの取組みとその成果は以下のとおりです。

#### 会員事業

会員事業では、「クックパッド」の一部機能の有料提供を行っています。スマートフォン利用者数の増加に牽引されてスマートフォンからのプレミアムサービス入会者数が順調に増加し、2014年4月末時点のプレミアム会員数は130万人を超えました。その結果、会員事業の売上高は3,968百万円となりました。

当連結会計年度は、利用者数の増加によって食への関心も多様化するなか、日々利用動向を解析し、プレミアムサービスの付加価値向上に取り組みました。また、プレミアムサービスへの入会につながる導線の改善及び携帯電話の販売店を通じたアフィリエイトを中心としたプロモーションを実施した結果、プレミアム会員の純増数は36万人（前年同期比100.2%増）となり、純増数の増加ペースが加速しました。

今後もさらなる新規サービスの追加やその認知向上によって、プレミアム会員数の拡大を目指していきます。

#### 広告事業

広告事業の売上高は、2,505百万円となりました。

大型のディスプレイ広告の受注によって売上が堅調に増加しています。また、ディスプレイ広告と共にタイアップ広告を展開する案件が増加し、タイアップ広告の売上も増加しました。さらに、スマートフォンのディスプレイ広告も売上に寄与しはじめました。

今後も引き続き、PC及びスマートフォンの両方において広く商品の認知を獲得できる広告商品を中核に据え、事業を成長させていきます。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は4,691百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、1,924百万円となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益3,137百万円を計上した一方で、法人税等の支払額1,307百万円が生じたことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、1,320百万円となりました。この主な要因は、定期預金の払戻による収入1,500百万円が発生した一方で、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,403百万円及び事業譲受による支出1,014百万円が生じたことによるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、123百万円となりました。この主な要因は、配当による支払い164百万円が生じたことによるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

### (2) 受注状況

当社グループでは概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しています。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業別に示すと、次のとおりです。

なお、当社グループの事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業別に記載していません。

事業別	当連結会計年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)	前年同期比(%)
会員事業(千円)	3,968,252	
広告事業(千円)	2,505,533	
その他(千円)	98,352	
合計(千円)	6,572,139	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当連結会計年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	1,768,781	26.9
KDDI株式会社	799,312	12.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

## 3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

### (1) レシピサービスの世界展開について

当社は世界中の人々に利用されるレシピサービスの提供を目指します。その上で以下の点が課題であると考えています。

- ・良質なレシピを集めるために、各国・各地域に合わせたレシピコミュニティを作り、活性化させていくことが重要であると認識しています。そのために、レシピ投稿者が楽しくレシピを投稿できる仕組みづくりや、レシピコミュニティの認知度向上に取り組めます。
- ・海外のレシピサービスにおいても、「クックパッド」と同じく会員事業及び広告事業で収益基盤を構築していきたいと考えています。そのため、海外の利用者のニーズに応えられる有料サービスの開発及びネットワーク広告を中心とした広告モデルの構築に取り組めます。

### (2) 新規サービス及び新規事業の立ち上げについて

当社は、「クックパッド」の利用者の生活をより豊かにする「食を中心とした生活インフラ」を提供するべく、新規サービス及び新規事業の立ち上げに取り組めます。さらに、食以外の領域にも視野を広げたサービスを開発し、利用者のニーズに応えていきます。

## 4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しています。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、特段の記載がない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

### 1. 事業内容及び固有の法的規制に係わるリスクについて

#### (1) インターネット事業に関する一般的なリスク

当社は、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットの更なる普及が当社の成長のための基本的な条件と考えています。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットの普及に関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新技術の導入が相次いで行われています。当社は、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っています。これらの想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社の業界における競争力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (3) システム障害について

サービスへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社ソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社の予測不可能な様々な要因によってコンピューターシステムがダウンした場合、当社の事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバの作動不能や欠陥に起因して、当社の信頼が失墜し取引停止等に至る場合や当社に対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 個人情報保護について

当社は、有料ID登録利用者の登録情報等の個人情報を取得利用しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されています。

当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めており、個人情報保護基本規程等を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローを定めて厳格に管理するとともに、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努め、個人情報の保護に積極的に取り組んでいます。

しかし、当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとはいえません。従って、これらの事態が起こった場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社への損害賠償請求、当社の信用の低下等によって、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) その他の法的規制等について

当社事業を規制する主な法規制として、(ア)「電気通信事業法」、(イ)「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下、「プロバイダ責任制限法」という。)及び(ウ)「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(以下、「不正アクセス禁止法」という。)があります。

電気通信事業法については、通信の秘密の保護等の義務が課されています。また、当社は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されています。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されています。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については、現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 知的財産権に係る方針等について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っていますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに当社の事業分野で第三者により著作権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社が第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等又は当社に対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) サービスの健全性の維持について

「クックパッド」では、不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいて、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しています。

このため、禁止事項を利用規約に明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対しては、ユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しています。

しかし、急速な利用者数の増加による規模拡大に対して、サービス内における不適切行為の有無等を完全に把握することは困難であり、サービス内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社が法的責任を問われる可能性があります。また、当社の法的責任が問われない場合においても、トラブルの発生自体がサービスのブランドイメージ悪化を招き、当該事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、今後想定される事業規模拡大への対応も含めて、監視機能強化のためユーザーサポートにかかる人員増強等、サービスの健全性の維持のために必要な対策を実施していく方針ですが、これに伴うシステム対応や体制強化の遅延等が生じた場合や対応のために想定以上に費用が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 「クックパッド」利用者の投稿コンテンツの利用について

当社では、「クックパッド」利用者が投稿したコンテンツを顧客の販促物等に提供する場合があります。この場合において、投稿コンテンツの法的保護については、様々な議論がなされているものの、弁護士その他の専門家の意見をふまえて、利用者に対し、投稿コンテンツのオリジナル性を確認しています。投稿コンテンツが第三者の権利を侵害する内容となっていないこと、投稿コンテンツを顧客が利用することについて、投稿者からの個別の意思確認を行う等、法的には十分と考えられる権利処理手続きを行っており、また、法改正等に備えて十分な法的対応を取る体制を整えています。当該コンテンツの利用における権利処理に関連した風評問題が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 広告掲載について

当社の運営する「クックパッド」及び当社が配信するメールマガジンに掲載される広告は、広告代理店等が内容を精査していることに加え、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、法令や公序良俗に反するインターネット広告の排除に努めています。しかし、人為的な過失等の要因により、当社が掲載したインターネット広告に瑕疵があった場合、状況によっては広告掲載申込者や利用者等からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、サービスのシステム障害等を理由として広告掲載が行われなかった場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされる可能性は完全には否定できず、これらの場合にも、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

2. 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

(1) 「クックパッド」への依存について

当社は、レシピの投稿及び検索に特化した「クックパッド」を運営しています。当社の事業は、「クックパッド」を基盤としているため、新たな法令の導入等、予期せぬ事象によりサービスの利便性が低下し、競合サービスに対する競争力を喪失して利用者数が減少した場合やサービス運営が不能となった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) サービス機能及び新規事業の充実について

当社は、利用者の様々なニーズに対応するため、「クックパッド」の機能拡充及び新規事業の開発を進めています。

しかし、新規事業の性質上、計画通りに事業展開が見込めない事態の発生や、有力コンテンツの導入や利用者のニーズの適確な把握が困難となり、十分な機能の拡充に支障が生じた場合、利用者に対する訴求力の低下等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

「クックパッド」は、料理レシピの投稿及び検索に特化したサービスとして利用者の獲得において先行しているものと認識しています。しかし、今後、資本力、マーケティング力、幅広い顧客基盤、高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じ、競争の激化による顧客の流出やコストの増加等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような環境において、今後も優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かについては不確実な面があるため、競合他社や競合サービスの影響により、当社の競争優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 広告市場について

広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告は新聞広告を抜き、テレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向の影響を受けやすいものです。また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

3. 当社の事業運営体制に係わるリスクについて

(1) 小規模組織であること

当社は小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっています。当社は今後の急速な事業拡大に応じて、従業員の育成、人員の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 人材の確保及び育成について

当社は、現時点においては、上記の通り小規模組織ですが、今後想定される事業拡大に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えています。特に利用者向けサービスの構築及び運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、サービス構築のために必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた人員の確保が必要となります。当社は今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

4. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権(以下「ストック・オプション」といいます。)を付与しています。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。2014年6月末現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は、1,011,700株であり、発行済株式総数の33,078,400株の3.06%に相当しています。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、9,648百万円となりました。なお、流動資産は6,282百万円、固定資産は3,365百万円です。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、1,705百万円となりました。なお、流動負債は1,693百万円、固定負債は12百万円です。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、7,943百万円となりました。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は6,572百万円となりました。このうち会員事業の売上高は、スマートフォンからのプレミアムサービス入会者数が順調に増加して、3,968百万円となりました。広告事業の売上高は、ディスプレイ広告及びタイアップ広告が伸長し、2,505百万円となりました。



(営業利益)

売上原価は、93百万円となりました。これは主に広告事業のウェブコンテンツの制作委託に係る費用です。  
販売費及び一般管理費は、3,346百万円となりました。これは主に、従業員の人件費です。  
この結果、当連結会計年度の営業利益は3,132百万円となりました。

(経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は16百万円、営業外費用は1百万円となりました。  
この結果、当連結会計年度の経常利益は3,147百万円となりました。

(当期純利益)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は3,137百万円となりました。当期純利益は1,868百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

当連結会計年度において事業拡大のために行った設備投資(無形固定資産含む。)は、総額40百万円です。その主なものは、サービス開発に係る器具備品等の取得です。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

##### (1) 提出会社

2014年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	業務施設	1,379	31,987	16,700	50,067	181(50)

- (注) 1. 金額には消費税等は含めていません。  
2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しています。  
3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

〔賃借設備〕

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	業務施設	1,638.35	121,966

##### (2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

##### (3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,592,000
計	110,592,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2014年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2014年7月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,074,800	33,078,400	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、1単元の株式数は100株となっています。
計	33,074,800	33,078,400		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2014年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

2007年4月30日発行の第1回新株予約権(2007年4月13日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2014年4月30日)	提出日の前月末現在 (2014年6月30日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000(注)2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75(注)3.4.	同左
新株予約権の行使期間	自 2009年4月14日 至 2017年4月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75 資本組入額 38	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2008年4月25日発行の第2回新株予約権(2008年3月14日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2014年4月30日)	提出日の前月末現在 (2014年6月30日)
新株予約権の数(個)	36	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,400(注)2.	84,000(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)3.4.	同左
新株予約権の行使期間	自 2010年3月15日 至 2018年3月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、株式の数は、次の算式により調整するものとします。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権の行使による場合を除く)する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合には、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 取締役会の承認を受けた場合以外は、新株予約権の譲渡は認めない。
- (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

2011年7月28日発行の第3回新株予約権(2011年7月28日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2014年4月30日)	提出日の前月末現在 (2014年6月30日)
新株予約権の数(個)	413	407
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	82,600(注)2.	81,400(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	874(注)3.	同左
新株予約権の行使期間	自 2013年7月30日 至 2016年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 874 資本組入額 437	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ. 2013年7月30日から2014年7月29日

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1

ロ. 2014年7月30日から2015年7月29日

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2

ハ. 2015年7月30日から2016年7月29日

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

(4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

5. 当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る。)、株式交換又は株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法  
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2.に準じて調整する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法  
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3.に準じて調整する。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (5) 新株予約権の行使の条件  
上記4.に準じて決定する。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額(以下「資本金等増加限度額」という。)の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
    - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ. 新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。)が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
    - ロ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認)がなされ、かつ当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- 八. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- 二. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

2012年12月17日発行の第5回新株予約権(2012年11月30日定時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (2014年4月30日)	提出日の前月末現在 (2014年6月30日)
新株予約権の数(個)	270	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,238(注)3.	同左
新株予約権の行使期間	自 2014年12月18日 至 2017年12月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,238 資本組入額 619	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	同左

(注) 1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。



- イ．2014年12月18日から2015年12月17日  
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
  - ロ．2015年12月18日から2016年12月17日  
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2
  - ハ．2016年12月18日から2017年12月17日  
新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて
- (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 5．当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法  
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2．に準じて調整する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法  
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3．に準じて調整する。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (5) 新株予約権の行使の条件  
上記4．に準じて決定する。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
    - ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ．新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
    - ロ．当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - ハ．当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - ニ．新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

2012年12月17日発行の第6回新株予約権(2012年11月30日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2014年4月30日)	提出日の前月末現在 (2014年6月30日)
新株予約権の数(個)	870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1.	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174,000(注)2.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,199(注)3.	同左
新株予約権の行使期間	自 2012年12月18日 至 2019年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,199 資本組入額 600	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4.	(注)5.8.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4.	(注)5.
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.	(注)7.

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において、営業利益にのれん償却額(ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。)を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
5. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下の期間を会計期間とする連結損益計算書（監査法人又は公認会計士による任意監査又は合意された手続を実施したものに限り。）における営業利益にのれん償却額（ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限り。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。  
2014年5月1日から2015年4月30日  
2015年5月1日から2016年4月30日  
2016年5月1日から2017年4月30日
  - (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
  - (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
  - (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法  
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法  
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (5) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
    - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
    - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 八. 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- 二. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
7. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法  
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法  
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件  
上記5. に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下の事項に準じて決定する。
- イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下の事項に準じて決定する。
- イ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 八. 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 二. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
8. 2014年7月24日に開催された定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認され、2014年度より決算期が4月30日から12月31日に変更されました。これに伴い、第6回新株予約権の行使条件は上記5. に記載のとおりとなりました。

2014年5月12日発行の第7回新株予約権(2014年4月25日取締役会決議)

区分	事業年度末現在 (2014年4月30日)	提出日の前月末現在 (2014年6月30日)
新株予約権の数(個)		5,943
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式(注)1.
新株予約権の目的となる株式の数(株)		594,300(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)		2,190(注)3.
新株予約権の行使期間		自 2014年5月13日 至 2019年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 2,190 資本組入額 1,095
新株予約権の行使の条件		(注)4.6.
新株予約権の譲渡に関する事項		(注)4.
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)5.

(注)1. 株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一です。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりです。

- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、以下の期間を会計期間とする連結損益計算書(監査法人又は公認会計士による任意監査又は合意された手続を実施したものに限り)における営業利益にのれん償却額(ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限り)を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

2014年5月1日から2015年4月30日

2015年5月1日から2016年4月30日

2016年5月1日から2017年4月30日

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

- (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

- (4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

5. 当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法  
新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記2. に準じて調整する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法  
組織再編行為の効力発生日の前日における新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記3. に準じて調整する。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (5) 新株予約権の行使の条件  
上記4. に準じて決定する。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。
    - ロ. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
以下の事項に準じて決定する。
    - イ. 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
    - ロ. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4. に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ハ. 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
  - ニ. 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
  - ホ. 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
6. 2014年7月24日に開催された定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認され、2014年度より決算期が4月30日から12月31日に変更されました。これに伴い、第7回新株予約権の行使条件は上記4. に記載のとおりとなりました。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2009年7月16日 (注)1	158,000	1,310,000	690,460	753,510	690,460	752,935
2009年12月1日 (注)2	2,631,600	3,947,400		758,730		758,155
2009年5月1日～ 2010年4月30日 (注)3	80,800	4,022,400	42,720	796,230	42,720	795,655
2010年7月1日 (注)4	4,022,700	8,045,400		796,470		795,895
2011年1月1日 (注)4	8,056,200	16,112,400		800,790		800,215
2010年5月1日～ 2011年4月30日 (注)3	49,500	16,150,800	12,240	808,470	12,240	807,895
2011年5月1日～ 2012年4月30日 (注)3	196,800	16,347,600	23,010	831,480	23,010	830,905
2012年5月1日～ 2013年4月30日 (注)3	94,800	16,442,400	15,960	847,440	15,960	846,865
2013年5月1日 (注)4	16,442,400	32,884,800		847,440		846,865
2013年5月1日～ 2014年4月30日 (注)3	190,000	33,074,800	23,985	871,425	23,985	870,850

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 9,500円

引受価額 8,740円

資本組入額 4,370円

払込金総額 1,380,920千円

2. 株式分割(1:3)によるものです。

3. 新株予約権の行使による増加です。

4. 株式分割(1:2)によるものです。

5. 2014年5月1日から2014年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ917千円増加しています。

(6) 【所有者別状況】

2014年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		22	39	57	109	15	11,598	11,840	
所有株式数(単元)		36,981	4,743	1,026	27,890	76	259,938	330,654	
所有株式数の割合(%)		11.18	1.43	0.31	8.43	0.02	78.61	100.00	

(注) 自己株式1,208株は、「個人その他」に12単元及び「単元未満株式の状況」に8株を含めて記載しています。

(7) 【大株主の状況】

2014年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐野 陽光	東京都港区	15,527,600	46.95
穂田 誉輝	東京都港区	5,260,400	15.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,251,900	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	955,500	2.89
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	403,800	1.22
シーエムビーエル, エスエーリ・ミューチャルファンド (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	388,000	1.17
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	370,000	1.12
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10-1)	321,455	0.97
山岸 延好	神奈川県横浜市中区	315,000	0.95
ジェーピーモルガンチェースバンク380084 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UK (東京都中央区月島4丁目16-13)	304,100	0.92
計		25,097,755	75.88

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,117,300株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	888,100株
野村信託銀行株式会社(投信口)	403,800株



## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2014年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,064,200	330,642	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 9,400		
発行済株式総数	33,074,800		
総株主の議決権		330,642	

## 【自己株式等】

2014年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目 12-7	1,200		1,200	0.00
計		1,200		1,200	0.00

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、会社法第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。当該制度の内容は、以下のとおりです。

(2007年4月13日臨時株主総会決議)

決議年月日	2007年4月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(2008年3月14日臨時株主総会決議)

決議年月日	2008年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名 当社執行役3名 当社従業員27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(2011年7月28日定時株主総会決議)

決議年月日	2011年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社執行役3名 当社従業員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (2012年11月30日定時株主総会決議)

決議年月日	2012年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役含む) 1名 当社従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (2012年11月30日取締役会決議)

決議年月日	2012年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役含む) 2名 当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## (2014年4月25日取締役会決議)

決議年月日	2014年4月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役(取締役兼執行役含む) 8名 当社従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	1,208		1,208	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2014年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式数は含めていません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を行っていくことを重要な経営課題の一つとして認識しています。剰余金の配当については、長期的な事業拡大に必要な内部留保の充実を勧奨し、当社の経営成績及び財政状態並びにその見通しに応じた適切な利益還元策を柔軟に検討し、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としてまいりました。

当社は、機動的な資本政策が行えるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めています。なお、当社の剰余金の配当は、期末配当と中間配当の年2回を基本的な方針としています。

上記基本方針により、当事業年度の期末配当については、連結配当性向20%を目処とし1株当たり12円とさせていただきます。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2014年6月6日 取締役会決議	396,883	12.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2010年4月	2011年4月	2012年4月	2013年4月	2014年4月
最高(円)	39,100 (注)2 . 9,100	9,330 (注)3 . 4,960 (注)4 . 2,380	2,424	7,770 (注)5 . 4,020	3,880
最低(円)	17,500 (注)2 . 5,920	6,740 (注)3 . 3,865 (注)4 . 1,359	1,460	1,602 (注)5 . 3,505	1,991

(注) 1 . 株価は、2011年12月15日より東京証券取引所(第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものです。

なお、2009年7月17日付をもって東京証券取引所(マザーズ)に株式を上場しましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

- 2 . 印は、株式分割(2009年12月1日、1株 3株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。
- 3 . 印は、株式分割(2010年7月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。
- 4 . 印は、株式分割(2011年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。
- 5 . 印は、株式分割(2013年5月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しています。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2013年11月	2013年12月	2014年1月	2014年2月	2014年3月	2014年4月
最高(円)	3,525	3,530	3,540	3,345	2,999	2,550
最低(円)	3,080	3,045	3,100	2,802	2,306	1,991

(注) 株価は、東京証券取引所(第一部)におけるものです。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		穂 田 誉 輝	1969年4月29日生	1993年4月 (株)日本合同ファイナンス(現 (株)ジャフコ)入社 1996年4月 (株)ジャック(現 (株)カーチスホールディングス)入社 1999年9月 (株)アイシーピー代表取締役 2000年5月 (株)カクコム取締役 2001年12月 同社代表取締役社長 2006年6月 同社取締役相談役 2007年7月 当社取締役(現任) 2012年5月 当社代表執行役(現任)	(注)4	5,260
取締役		佐 野 陽 光	1973年5月1日生	1997年10月 (有)コイン(現 当社)設立 2004年9月 当社代表取締役 2007年7月 当社代表執行役兼取締役 2010年3月 COOKPAD Inc. CEO(現任) 2011年5月 COOKPAD PTE. LTD.(現 DAPUR MASAK PTE. LTD.) Director(現任) 2012年5月 当社取締役兼執行役 2012年7月 当社取締役(現任)	(注)4	15,527
取締役		熊 坂 賢 次	1947年1月28日生	1990年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 1994年6月 慶應義塾大学環境情報学部教授 2001年6月 慶應義塾大学環境情報学部学部長 2003年4月 公益財団法人ソフピアジャパン理事長(現任) 2004年9月 当社取締役(現任) 2012年4月 慶應義塾大学環境情報学部教授シニア有期(現任)	(注)4	72
取締役		新 宅 正 明	1954年9月10日生	1978年4月 日本アイ・ピー・エム(株)入社 1991年12月 日本オラクル(株)入社 1994年8月 同社取締役 1996年8月 同社常務取締役 2000年8月 同社代表取締役社長 2001年1月 米国オラクル・コーポレーション上級副社長 2008年6月 日本オラクル(株)代表取締役会長 2008年8月 同社エグゼクティブアドバイザー 2009年3月 (株)ファーストリテイリング顧問 2009年5月 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 (株)NTTドコモ)アドバイザー 2009年11月 (株)ファーストリテイリング社外取締役(現任) 2011年7月 当社取締役(現任)	(注)4	10

取締役	岩倉正和	1962年12月2日生	1987年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 1993年6月 ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M) 1996年1月 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)パートナー弁護士(現任) 2004年4月 一橋大学法科大学院講師(現任) 2006年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授(現任) 2010年3月 G M Oインターネット(株)社外監査役 2010年6月 日本電産(株)社外取締役 2011年6月 (株)帝国ホテル社外監査役(現任) 2012年7月 当社取締役(現任) 2014年3月 G M Oインターネット(株)社外取締役(現任)	(注) 4	0
取締役	西村清彦	1953年3月30日生	1983年1月 東京大学経済学部助教授 1994年11月 東京大学経済学部教授 2003年10月 内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 東京大学大学院経済学研究科教授(併任) 2004年3月 東京大学大学院経済学研究科教授(委嘱) 2005年4月 日本銀行政策委員会審議委員 2008年3月 日本銀行副総裁 2013年3月 東京大学大学院経済学研究科教授(現任) 2013年10月 東京大学大学院経済学研究科研究科長(現任) 2014年7月 当社取締役(現任)	(注) 4	
取締役	山田啓之	1964年10月20日生	1996年8月 山田啓之税理士事務所設立 代表(現任) 2000年11月 エイジックス(株)設立 代表取締役(現任) 2001年1月 AZX総合会計事務所設立 代表(現任) 2004年9月 当社監査役 2007年7月 当社取締役(現任) 2010年3月 (株)トリプレットゲート(現 (株)ワイヤレスゲート)監査役(現任)	(注) 4	62
計					20,932

- (注) 1 . 2007年7月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、委員会設置会社に移行しています。
- 2 . 熊坂賢次、新宅正明、岩倉正和、西村清彦、山田啓之は社外取締役です。
- 3 . 当社の委員会体制は次のとおりです。
- 指名委員会  
 委員長 熊坂賢次、委員 新宅正明、委員 岩倉正和、委員 西村清彦、委員 山田啓之、委員 佐野陽光
- 報酬委員会  
 委員長 新宅正明、委員 熊坂賢次、委員 岩倉正和、委員 西村清彦、委員 山田啓之、委員 佐野陽光
- 監査委員会  
 委員長 山田啓之、委員 熊坂賢次、委員 新宅正明、委員 岩倉正和、委員 西村清彦
- 4 . 2014年7月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役		穂 田 誉 輝	1969年4月29日生	「(1) 取締役の状況」に記載しています。	(注) 1	5,260
執行役		石 渡 進 介	1969年8月30日生	1998年4月 牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所)入所 2000年4月 上杉法律事務所(現 霞が関法律会計事務所)入所 2001年1月 Field-R法律事務所設立 2007年10月 当社取締役 2008年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立パートナー弁護士(現任) 2010年7月 (株)コロプラ社外取締役(現任) 2011年3月 当社執行役(現任)	(注) 1	131
執行役		橋 本 健 太	1974年10月12日生	2001年10月 慶應義塾大学SFC研究所入所 2004年5月 (有)コイン(現 当社)入社 2010年7月 当社執行役(現任)	(注) 1	72
執行役		安 田 啓 司	1966年3月2日生	1988年4月 (株)福武書店(現 (株)ベネッセコーポレーション)入社 2013年4月 当社執行役(現任)	(注) 1	
執行役		三 好 宏 明	1969年4月21日生	1988年4月 住友セメント(株)入社 1992年10月 (株)オートガーデン入社 1994年11月 (株)ジャック転籍 2005年5月 (株)JIMOS入社 2008年6月 (株)アウトレットプラザ転籍 2013年1月 サイバードホールディングス(株)転籍 2013年4月 当社執行役(現任)	(注) 1	
執行役		舘 野 祐 一	1981年9月26日生	2004年6月 (株)ディノ入社 2006年1月 (株)はてな入社 2010年8月 当社入社 2012年5月 同社技術部長 2013年10月 同社エンジニア統括マネージャ 2014年2月 同社執行役(現任)	(注) 1	0
執行役		菅 間 淳	1971年7月26日生	1995年4月 山一証券(株)入社 1998年2月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株)(現 IBMビジネスコンサルティングサービス(株))入社 2000年4月 メリルリンチ証券 東京支店入社 2003年10月 リーマンブラザーズ証券 東京支店入社 2006年7月 ドイツ証券(株)入社 2013年10月 (株)ロイヤルゲート取締役 2013年10月 IDACセラノスティクス(株)取締役 2014年5月 当社執行役(現任)	(注) 1	
執行役		堀 口 育 代	1964年5月16日生	1987年4月 (株)リクルート(現 (株)リクルートホールディングス)入社 1995年8月 びあ(株)入社 1997年6月 (株)ベネッセコーポレーション入社 2007年4月 同社執行役員 2013年3月 ヤフー(株)入社 2014年5月 当社執行役(現任)	(注) 1	
計						5,464

(注) 1. 2014年7月24日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了後最初の取締役会の終結の時までです。  
2. 代表執行役である穂田誉輝は、当社取締役を兼任しています。



## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

提出会社の企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

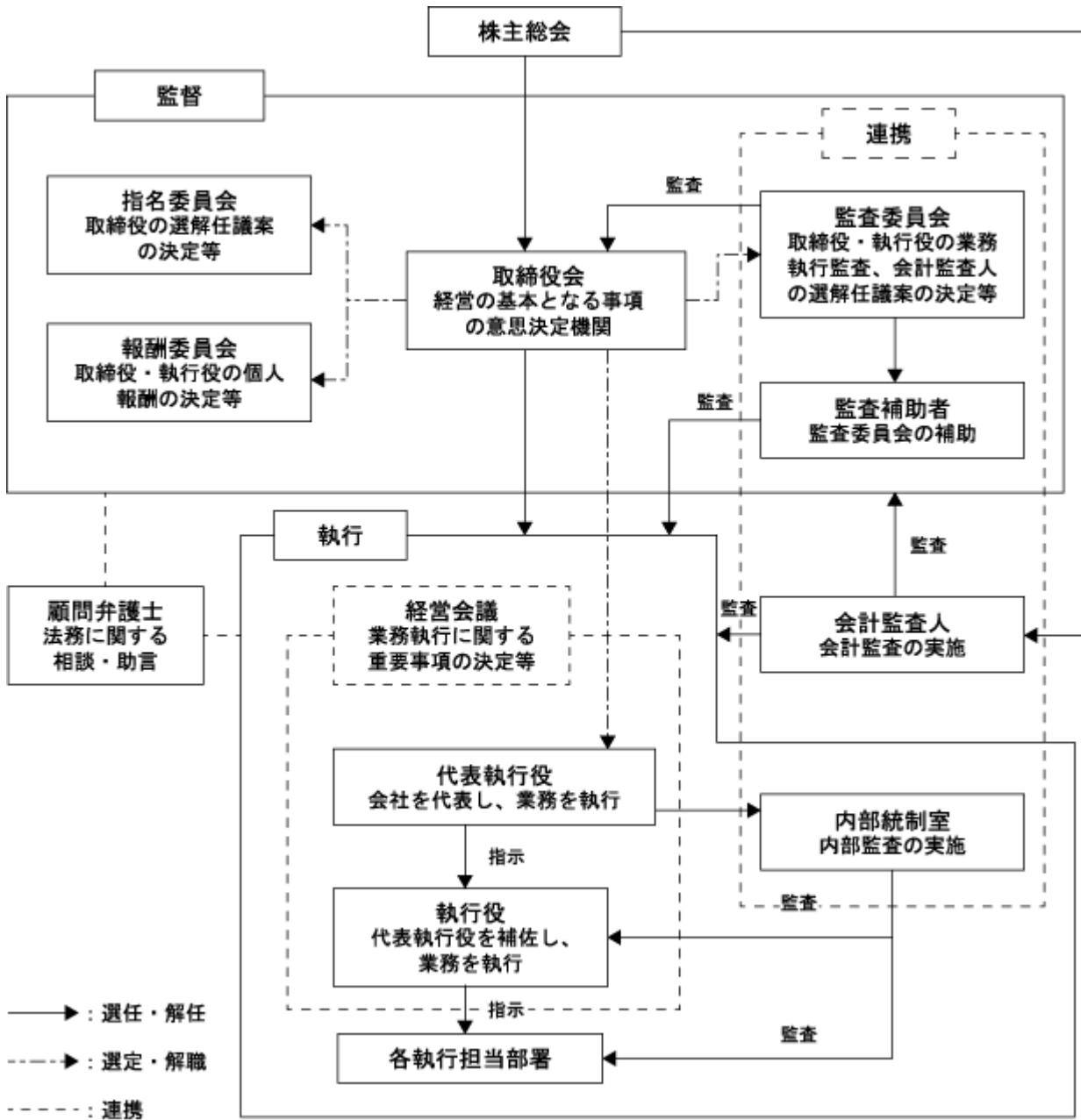
当社は、社会からの信頼が求められる食に関連した事業を行っており、社会からの信頼を基盤として企業価値が成り立っていると考えています。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を維持していくために必要不可欠なものであると認識しています。そして、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「監督と執行の分離」が最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会での決議に基づき、委員会設置会社に移行しています。業務執行を担う執行役と社外取締役を中心として構成される取締役会を分離し、実際の業務執行にあたる執行役には取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、執行役による業務執行全般を株主総会により選任された社外取締役が過半数を占める取締役会が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．意思決定、業務執行及び監督に係る経営管理体制及び内部統制システムの状況

コーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりです。

また、3委員会の職務は、下記に記載しています。



( )内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備(会社法第416条第1項第1号ホ)

(ア) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、各執行役が業務執行状況の定例報告及び文書の管理等を実施し、職務内容が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築しています。

(イ) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、その職務の遂行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令及び当該社内規程に従い適切に保存及び管理しています。

(ウ) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

各執行役は、担当職における損失の危険に関し、その管理の責任を負うものとし、企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底するものとしています。

(エ) 執行役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行われています。

日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分しており、これらを定めた「決裁規程」に基づき意思決定を行うこととしています。

(オ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の企業活動に関する重要な法令及び社内規程を、継続的に社員へ周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う体制としています。

代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制としています。

反社会的勢力とのかかわりを排除するため、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応ガイドライン」を策定し、反社会的勢力に対する具体的な対応方法を周知するため、全社員を対象とした研修を行う体制としています。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより、適正な内部統制システムを構築する体制としています。

全社員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、ヘルプライン(内部通報制度)を構築し、運用しています。

(b) 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項(会社法第416条第1項第1号ハ)

各執行役は、取締役会により決定された担当する領域の職務を行うものとし、「組織・業務分掌規程」において、当該職務領域を明文化し、職務の分掌を図ることとしています。

当社の重要事項の決定は、執行役の会議体である経営会議において決定することとしています。

当社は、「決裁規程」に基づき、代表執行役の権限の一部を執行役に委譲しています。

(c) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から定期的な財務報告を受け、適正な管理体制を確保する体制を構築しています。

(d) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項(会社法第416条第1項第1号ロ)

(ア) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会は、監査委員会の監査を補助すべき使用人を置くことを求めることができることとしています。当該職務を補助すべき取締役は置かないものとしています。

監査委員会を補助すべき使用人は、執行役から独立して業務を遂行することができるものとしています。

監査委員会を補助すべき使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとしています。

(イ) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役は、毎月開催される取締役会に出席して、また監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとしています。

執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとしています。

(ウ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとしています。監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼することとしています。また、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとして、また、決算関係の業務については、監査委員会は会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にして監査を行います。

( ) 経営監督機能

(a) 取締役会

取締役会は経営の最高意思決定機関として、1ヶ月に1回以上開催され、当社では、会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定することとしています。取締役会の構成は、7名の取締役により構成されており、うち5名は社外取締役です。社外取締役には、税理士1名及び弁護士1名を含んでいます。当社では、取締役会に次の委員会を設置しています。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関です。指名委員会は、取締役6名から構成されており、その内5名は社外取締役です。

(イ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定する機関です。取締役6名により構成されており、その内5名は社外取締役です。

(ウ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する違法性及び妥当性についての監査並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則1ヶ月に1回開催されています。監査委員会は、税理士1名及び弁護士1名を含む社外取締役5名から構成されています。

( ) 業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、8名の執行役の中から代表執行役1名を選定しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また、各執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明をしています。執行役は、代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っています。

(b) 経営会議

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議しています。

(c) 内部監査及び監査委員会監査の状況

当社は、内部監査を担当する部署として、内部統制室を設置しています。内部統制室は代表執行役直属の組織として全部署を対象に監査を実施しています。また、監査委員会は、社外取締役5名により監査を実施しています。監査委員は、全て社外取締役であるため、日常的な監査につきましては、監査委員会決議により選任された専任の監査補助者1名により行われています。監査体制や監査範囲などに関し、内部統制室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しています。

なお、監査委員長山田啓之氏は、税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

ロ．社外取締役と当社との関係

当社は、5名の社外取締役を選任しています。社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び専門的経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力がある者を選任しています。なお、当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準は特段設けていませんが、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける者を選任しています。

併せて、社外取締役には、当社からの独立性を有している者を含めて選任することとしています。

また、本書提出日現在において、当社は山田啓之氏へ20個の新株予約権を付与しており、熊坂賢次氏は当社の株式を72,000株、新宅正明氏は当社の株式を10,000株、岩倉正和氏は当社の株式を200株、山田啓之氏は当社の株式を62,000株それぞれ所有しています。これらの関係以外に社外取締役と当社との間にその他利害関係はありません。

ハ．リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、法務室が主管部署となっています。法務室は、各部との連携をとり情報を収集・共有することにより、リスクの早期発見と未然防止に努めています。

コンプライアンスについて、法務室所管執行役が中心となり推進しています。全従業員に対して、コンプライアンスに関する事項を周知・徹底させるよう活動をしています。

ニ．会計監査の状況

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人に所属する公認会計士山本守氏及び坂井知倫氏が執行いたしました。なお、継続監査年数に関しては、全員が7年以内のため記載を省略しています。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他(注)5名です。

(注) その他は、公認会計士試験合格者等です。

ホ．その他第三者の状況

当社では、業務上発生しうる問題解決のための助言等を得るため、弁護士と顧問契約を締結し、法令遵守に努めています。

役員の報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	14,400	14,400	0		3
社外取締役	24,661	24,450	211		4
執行役	128,929	126,998	1,930		8

ロ．報酬等の総額が1億円以上である役員の報酬等の総額

該当ありません。

ハ．役員報酬等の決定方針

( )取締役の報酬は、定額報酬と株式報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

( )執行役の報酬は、定額報酬、業績連動報酬及び株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

#### 株式の保有状況

##### イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	1 銘柄
貸借対照表計上額の合計額	42,000千円

##### ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

##### ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

#### 定款で定めた取締役及び執行役の員数並びに取締役選任決議の要件

##### イ．取締役の員数

当社は、取締役を8名以内にする旨を定款に定めています。

##### ロ．取締役選任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めています。

##### ハ．執行役の員数

当社は、執行役を10名以内にする旨を定款に定めています。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

#### 責任限定契約の内容の概要

イ．当社と社外取締役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

##### ロ．取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

##### ハ．執行役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めています。これは、執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものです。

剰余金の配当等について

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げられる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めています。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前事業年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	16,000		15,000	
連結子会社				
計	16,000		15,000	

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査法人より提示された監査に要する業務時間を基準とし、監査委員会の同意を経た上で報酬額を決定しています。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しています。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度(2013年5月1日から2014年4月30日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2013年5月1日から2014年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2013年5月1日から2014年4月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更にも適切に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、同機構及び監査法人等の主催する各種研修に参加しています。



1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (2014年4月30日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	4,691,335
受取手形及び売掛金	1,343,918
繰延税金資産	123,748
その他	126,895
貸倒引当金	3,028
流動資産合計	6,282,869
固定資産	
有形固定資産	
建物	69,071
減価償却累計額	66,749
建物（純額）	2,322
工具、器具及び備品	99,461
減価償却累計額	64,817
工具、器具及び備品（純額）	34,644
有形固定資産合計	36,966
無形固定資産	
のれん	2,541,980
その他	63,621
無形固定資産合計	2,605,602
投資その他の資産	
投資有価証券	42,000
関係会社株式	178,253
差入保証金	227,230
繰延税金資産	254,756
その他	21,119
投資その他の資産合計	723,360
固定資産合計	3,365,929
資産合計	9,648,798
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	21,708
未払金	678,841
未払法人税等	846,556
その他	146,102
流動負債合計	1,693,208
固定負債	
長期借入金	12,092
固定負債合計	12,092
負債合計	1,705,300

(単位：千円)

当連結会計年度  
 (2014年4月30日)

<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	871,425
資本剰余金	870,850
利益剰余金	6,182,035
自己株式	1,185
株主資本合計	7,923,124
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	6,366
その他の包括利益累計額合計	6,366
新株予約権	26,740
純資産合計	7,943,498
負債純資産合計	9,648,798

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2013年 5月 1日 至 2014年 4月 30日)
売上高	6,572,139
売上原価	93,481
売上総利益	6,478,657
販売費及び一般管理費	1 3,346,190
営業利益	3,132,467
営業外収益	
受取利息	4,930
為替差益	4,779
助成金収入	3,000
その他	3,902
営業外収益合計	16,612
営業外費用	
支払利息	163
その他	972
営業外費用合計	1,136
経常利益	3,147,943
特別利益	
新株予約権戻入益	14,598
事業譲渡益	8,000
段階取得に係る差益	11,084
特別利益合計	33,682
特別損失	
固定資産除売却損	2 461
関係会社株式評価損	43,789
特別損失合計	44,250
税金等調整前当期純利益	3,137,375
法人税、住民税及び事業税	1,369,548
法人税等調整額	100,955
法人税等合計	1,268,593
少数株主損益調整前当期純利益	1,868,782
当期純利益	1,868,782

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2013年 5月 1日 至 2014年 4月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	1,868,782
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	6,366
その他の包括利益合計	6,366
包括利益	1,862,415
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	1,862,415
少数株主に係る包括利益	

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2013年 5月 1日 至 2014年 4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	847,440	846,865	4,509,800	1,185	6,202,919
当期変動額					
新株の発行	23,985	23,985			47,970
剰余金の配当			164,417		164,417
当期純利益			1,868,782		1,868,782
連結範囲の変動			32,129		32,129
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	23,985	23,985	1,672,235		1,720,205
当期末残高	871,425	870,850	6,182,035	1,185	7,923,124

	その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新株予約権	純資産合計
	当期首残高		
当期変動額			
新株の発行			47,970
剰余金の配当			164,417
当期純利益			1,868,782
連結範囲の変動			32,129
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,366	10,142	16,509
当期変動額合計	6,366	10,142	1,703,696
当期末残高	6,366	26,740	7,943,498

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2013年 5月 1日 至 2014年 4月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前当期純利益			3,137,375
減価償却費			25,289
のれん償却額			144,692
段階取得に係る差損益(は益)			11,084
貸倒引当金の増減額(は減少)			443
受取利息及び受取配当金			4,930
支払利息			163
為替差損益(は益)			5,810
新株予約権戻入益			14,598
固定資産除売却損益(は益)			461
関係会社株式評価損			43,789
売上債権の増減額(は増加)			263,077
仕入債務の増減額(は減少)			12,427
その他の資産の増減額(は増加)			49,598
その他の負債の増減額(は減少)			102,138
小計			3,216,880
利息及び配当金の受取額			15,369
利息の支払額			163
法人税等の支払額			1,307,265
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			<b>1,924,819</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
定期預金の払戻による収入			1,500,000
有形固定資産の取得による支出			28,440
無形固定資産の取得による支出			12,797
関係会社株式の取得による支出			214,346
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2		1,403,041
事業譲受による支出	3		1,014,521
差入保証金の差入による支出			147,573
その他			158
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			<b>1,320,562</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
株式の発行による収入			43,523
配当金の支払額			164,417
借入金の返済による支出			2,400
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			<b>123,294</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額			1,395
現金及び現金同等物の増減額(は減少)			479,566
現金及び現金同等物の期首残高			4,167,841
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)			43,926
現金及び現金同等物の期末残高	1		4,691,335

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

コーチ・ユナイテッド株式会社

COOKPAD Inc.

ALLTHECOOKS, LLC

COOKPAD SPAIN, S.L.

DAPUR MASAK PTE. LTD.

コーチ・ユナイテッド株式会社及びDAPUR MASAK PTE. LTD.の株式を取得したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。また、当社の子会社であるCOOKPAD Inc.(米国)がALLTHECOOKS, LLCの持分を取得し孫会社化した結果、重要性が増したことに伴い、当連結会計年度より同2社を連結の範囲に含めています。さらに、COOKPAD SPAIN, S.L.は新たに設立したことから、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

株式会社クックパッドダイエツトラボ

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社クックパッドダイエツトラボ

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いています。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCOOKPAD Inc.、DAPUR MASAK PTE. LTD.ほか2社の決算日は3月31日です。連結財務諸表作成にあたっては、同日現在の財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

連結子会社のうちコーチ・ユナイテッド株式会社、ALLTHECOOKS, LLC及びCOOKPAD SPAIN, S.L.の決算日は12月31日です。連結財務諸表作成にあたっては、これらの会社については3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

##### a 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

##### b その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

たな卸資産

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっ  
ています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備については、耐用年数を定期賃貸借期間とした定額法に  
よって償却しています。

建物	2年
工具、器具及び備品	3年～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年  
間で均等償却する方法によっています。

無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用  
しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債  
権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年～7年)にわたり定額法により償却を行って  
います。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり  
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(連結貸借対照表関係)

非連結子会社及び持分法非適用関連会社に対するものは、次のとおりです。

	当連結会計年度 (2014年4月30日)
関係会社株式(株式)	178,253千円



(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)
給料手当	1,071,900千円
売上手数料	452,786 "
貸倒引当金繰入額	443 "

2 固定資産除売却損の内容は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
工具、器具及び備品	461千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
為替換算調整勘定	
当期発生額	6,366千円
組替調整額	
税効果調整前	6,366千円
税効果額	
為替換算調整勘定	6,366千円
その他の包括利益合計	6,366千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	16,442,400	16,632,400		33,074,800
合計	16,442,400	16,632,400		33,074,800
自己株式				
普通株式(注)2	604	604		1,208
合計	604	604		1,208

(注)1. 発行済株式の増加16,632,400株は、株式分割による増加16,442,400株、新株予約権の行使による増加190,000株です。

2. 自己株式の増加604株は、株式分割による増加604株です。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての第3回新株予 約権					13,246	
	ストック・オプション としての第4回新株予 約権						
	ストック・オプション としての第5回新株予 約権					6,969	
	ストック・オプション としての第6回新株予 約権					6,525	
合計						26,740	

(注)1. 第4回新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

2. 第5回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2013年6月7日 取締役会	普通株式	164,417	10.00	2013年4月30日	2013年7月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2014年6月6日 取締役会	普通株式	396,883	利益剰余金	12.00	2014年4月30日	2014年7月25日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2013年 5月 1日 至 2014年 4月30日)
現金及び預金	4,691,335千円
現金及び現金同等物	4,691,335千円

- 2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにコーチ・ユナイテッド株式会社、ALLTHECOOKS, LLC及びDAPUR MASAK PTE. LTD.を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額及び出資持分の取得と取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。

流動資産	71,594千円
固定資産	46,974 "
のれん	1,562,056 "
流動負債	26,574 "
固定負債	16,892 "
株式及び出資持分の取得価額	1,637,159千円
支配獲得時までの取得価額	1,694 "
段階取得による差益	11,084 "
株式取得に係る未払金	166,320 "
現金及び現金同等物	55,018 "
差引：取得のための支出	1,403,041千円

- 3 当連結会計年度に事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

当社子会社であるCOOKPAD SPAIN, S.L.によるITYIS SIGLO XXI, S.L.の事業譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。

固定資産	96千円
のれん	1,119,395 "
事業譲受けの対価	1,119,491千円
株式取得に係る未払金	104,970 "
差引：事業譲受による支出	1,014,521千円

## (金融商品関係)

- 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性を重視しており、一時的な余剰資金は、安全性の高い預金等に限定し運用を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されています。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクについては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っています。

差入保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されていますが、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握しています。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日となっています。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、当該リスクを管理しています。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

- 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません((注)4.参照)。

当連結会計年度(2014年4月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,691,335	4,691,335	
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(注)1.	1,343,918 3,028		
	1,340,890	1,340,890	
(3) 差入保証金	227,230	226,677	552
(4) 買掛金	(21,708)	(21,708)	
(5) 未払金	(678,841)	(678,841)	
(6) 未払法人税等	(846,556)	(846,556)	

(注)1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しています。

(注)2. 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

(注)3. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(4) 買掛金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注)4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	2014年4月30日
関係会社株式	178,253
投資有価証券	42,000

関係会社株式及び投資有価証券は、市場価格がなく、且つ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記算定対象には含めていません。

(注)5. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2014年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,691,335			
受取手形及び売掛金	1,343,918			
差入保証金	73,949	153,281		
合計	6,109,203	153,281		

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	8,833千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	当連結会計年度
新株予約権戻入益	14,598千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	取締役1名 監査役1名 従業員20名	取締役3名 執行役3名 従業員27名	取締役1名 執行役3名 従業員16名	執行役3名 従業員16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 912,000株	普通株式 957,600株	普通株式 134,000株	普通株式 422,000株
付与日	2007年4月30日	2008年4月25日	2011年7月29日	2011年8月15日
権利確定条件	確定条件は定めていません	確定条件は定めていません	(注)2.	(注)3.
対象勤務期間				
権利行使期間	自 2009年4月14日 至 2017年4月13日	自 2010年3月15日 至 2018年3月14日	自 2013年7月30日 至 2016年7月29日	自 2014年8月16日 至 2016年8月15日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	執行役1名 従業員11名	執行役2名 従業員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1.	普通株式 66,000株	普通株式 210,000株
付与日	2012年12月17日	2012年12月17日
権利確定条件	(注)4.	(注)5.
対象勤務期間		
権利行使期間	自 2014年12月18日 至 2017年12月17日	自 2012年12月18日 至 2019年7月31日

(注) 1. 2008年11月14日付で1株につき100株の株式分割、2009年12月1日付で1株につき3株の株式分割、2010年7月1日付で1株につき2株の株式分割、2011年1月1日付で1株につき2株の株式分割、2013年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しています。

2. (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

2013年7月30日から2014年7月29日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1

2014年7月30日から2015年7月29日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2

2015年7月30日から2016年7月29日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

- 3.(1) 新株予約権者は、下記、及びに掲げる条件がすべて満たされた場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。

2013年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が28億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

2014年4月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において営業利益が40億円を超過していること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権の割当日の後、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、権利行使価額に1.5を乗じた価額である金1,320円を一度でも超過すること。

- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (4) 新株予約権者は、上記(1)の条件が満たされた場合に、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

2014年8月16日から2015年8月15日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の2分の1

2015年8月16日から2016年8月15日まで

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

- 4.(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

2014年12月18日から2015年12月17日

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1

2015年12月18日から2016年12月17日

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の2

2016年12月18日から2017年12月17日

新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数のすべて

5. (1) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において、営業利益にのれん償却額(ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。)を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2014年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前会計年度末			116,000	368,000
付与				
失効				368,000
権利確定			116,000	
未確定残				
権利確定後(株)				
前会計年度末	72,000	211,200		
権利確定			116,000	
権利行使	48,000	124,800	17,200	
失効			16,200	
未行使残	24,000	86,400	82,600	

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)		
前会計年度末	66,000	210,000
付与		
失効	12,000	36,000
権利確定		
未確定残	54,000	174,000
権利確定後(株)		
前会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 2008年11月14日付で1株につき100株の株式分割、2009年12月1日付で1株につき3株の株式分割、2010年7月1日付で1株につき2株の株式分割、2011年1月1日付で1株につき2株の株式分割、2013年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しています。



単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	75	200	874	880
行使時平均株価(円)	2,572	3,046	2,830	
公正な評価単価(付与日)(円)			50,900	7,200

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格(注)(円)	1,238	1,199
行使時平均株価(円)		
公正な評価単価(付与日)(円)	74,400	7,500

(注) 2008年11月14日付で1株につき100株の株式分割、2009年12月1日付で1株につき3株の株式分割、2010年7月1日付で1株につき2株の株式分割、2011年1月1日付で1株につき2株の株式分割、2013年5月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、分割後の価格に換算して記載しています。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しています。

5. スtock・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	303,412千円
当連結会計年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	475,032千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	当連結会計年度 (2014年4月30日)
<b>(1) 流動資産</b>	
未払事業税	62,670千円
売上手数料見積計上否認	36,176
未払賞与	16,275
その他	8,626
繰延税金資産合計	123,748
<b>(2) 固定資産</b>	
減価償却費	210,082千円
関係会社株式	31,810
繰越欠損金	72,947
その他	5,314
繰延税金資産小計	320,154
評価性引当金	65,397
繰延税金資産合計	254,756千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2014年4月30日)
法定実効税率	38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
株式報酬費用	0.1
法人税額の特別控除額	1.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6
連結子会社の税率差異	0.1
連結子会社の繰越欠損金	1.0
連結子会社の当期純損失	1.0
評価性引当金の増減額	2.1
連結仕訳に係る税効果調整額	0.9
のれん償却額	1.8
段階取得に係る差益	0.1
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2014年法律第10号)が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2014年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

これによる影響は軽微です。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. コーチ・ユナイテッド株式会社の株式の取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称

コーチ・ユナイテッド株式会社

事業の内容

音楽教室・語学教室・学習塾等の経営及びこれに関する  
ノウハウの販売・経営指導等

企業結合を行った主な理由

同社が運営する「プライベートコーチの Cyta . jp(咲いた . jp)」は、語学・楽器・デザイン・スポーツ・資格取得など、約140種類のジャンルのレッスンのプライベートコーチ(個人指導の先生)が見つかるサイトです。今後はスマートフォン普及に合わせて、レッスンの検索・予約にとどまらず、ベビーシッターやハウスキーピングなどの幅広い地域サービスを取り扱う「サービスEC」へと発展していくことを目指しています。

今回の完全子会社化により、クックパッドの利用者の中心である既婚女性向けの生活領域でのサービスの提供が可能になります。また、運営ノウハウの共有や、特にスマートフォン分野でのより多くの利用者へのアプローチにより、利用者増加を推進していきます。

企業結合日

2013年10月1日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100.0%を取得したためです。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2013年10月1日から2014年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	1,000,000千円
-------	----	-------------

取得原価	1,000,000千円
------	-------------

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

992,915千円

発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	42,264千円
固定資産	6,651千円
資産合計	48,916千円
流動負債	24,940千円
固定負債	16,892千円
負債合計	41,832千円

## 2. ALLTHECOOKS, LLCの持分の取得

### (1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 ALLTHECOOKS, LLC(米国 カリフォルニア州)

事業の内容 レシピサービスの開発及び運営

企業結合を行った主な理由

当社は、日本最大のレシピサービス「クックパッド」を運営してきたノウハウを活かして世界中の人々に向けて世界各国の料理を楽しむにできるレシピサービスを提供していきたいと考えています。

今回、英語圏への事業拡大を目的として、アメリカのレシピサービス「allthecooks」を運営するALLTHECOOKS, LLCの持分を取得することとしました。「allthecooks」は、2012年12月にリリースされた新しいサービスです。サービスのリリースから1年程度でアプリの月間利用者数は1百万人となり、Google Play「Recipe apps カテゴリ」ランキングでは1位を獲得しました。

今回の持分取得により、英語圏でのサービス提供が可能となります。「クックパッド」の運営ノウハウの共有によってサービス利用者増加を促進し、レシピサービスの世界展開により一層注力していきます。

企業結合日

2014年1月17日

企業結合の法的形式

持分の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社であるCOOKPAD Inc.(米国)が現金を対価とした持分の取得により、被取得企業の議決権を100.0%取得したためです。

### (2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2014年1月1日から2014年3月31日まで

### (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	526,950千円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	7,559千円
取得原価		534,509千円

### (4) 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

契約書に基づき、被取得企業の将来の業績達成度合いに応じて、追加の支払をすることとしています。また、条件付取得対価の支払いによるのれんの増加分については、持分の取得の時期に支払ったものとみなして取得価額を修正し、のれんの金額を修正することとしています。

### (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

532,584千円

発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。

償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

### (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,505千円
固定資産	1,053千円
資産合計	3,559千円
流動負債	1,634千円
負債合計	1,634千円

## 3. COOKPAD SPAIN, S.L.による事業の譲受け

(1) 企業結合の概要

相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 ITYIS SIGLO XXI, S.L.(スペイン アリカンテ)

取得した事業の内容 レシピサービスの開発及び運営

企業結合を行った主な理由

当社は、日本最大のレシピサービス「クックパッド」を運営してきたノウハウを活かして、世界中の人々に向けて世界各国の料理を楽しむにすレシピサービスを提供していきたいと考えています。

今回、スペイン語圏への事業拡大を目的として、スペインのレシピサービス「Mis Recetas」(<http://www.mis-recetas.org/>)を譲り受けることとしました。

「Mis Recetas」は、クックパッド同様のユーザー投稿型レシピサービスです。ウェブの月間利用者数は6百万人、アプリもスペイン語圏17ヶ国のApp Store「フード/ドリンクカテゴリ」ランキング1位を獲得しています。また、ウェブのアクセスのうち7割程度はメキシコ、アルゼンチンなどスペイン以外のスペイン語圏からのアクセスとなっており、今後は4億人が利用する言語であるスペイン語圏でのサービス提供が可能になります。

今回の事業譲受けにより、「クックパッド」の運営ノウハウの共有によってサービス利用者増加を促進し、レシピサービスの世界展開により一層注力していきます。

企業結合日

2014年1月31日

企業結合の法的形式

事業譲受け

結合後企業の名称

変更はありません。

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社であるCOOKPAD SPAIN, S.L.が、現金を対価として事業を譲受けたためです。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2014年2月1日から2014年3月31日まで

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	1,115,520千円
取得に直接用した費用	アドバイザー費用等	3,971千円
取得原価		1,119,491千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

1,119,395千円

発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。

償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

固定資産	1,119,491千円
資産合計	1,119,491千円

4 . DAPUR MASAK PTE. LTD.の株式の取得

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 DAPUR MASAK PTE. LTD.

事業の内容 レシピサービスの開発及び運営

企業結合を行った主な理由

当社持分法非適用会社である DAPUR MASAK PTE. LTD.は、インドネシアのレシピサービス「Dapur Masak」(<http://dapurmasak.com/>)を展開しています。

今後、同社との連携をさらに強化することが、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、同社の株式を追加取得して完全子会社とすることとしました。

企業結合日

2014年4月23日

企業結合の法的形式

株式の取得

結合後企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

株式取得直前に所有していた議決権比率 40.0%

企業結合日に取得した議決権比率 60.0%

---

取得後の議決権比率 100.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、被取得企業の議決権の100.0%を取得したためです。

(2) 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を当連結会計期間末としているため、被取得企業の業績は含まれていません。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合直前に所有していたDAPUR MASAK PTE. LTD.の普通株式の時価	41,060千円
	企業結合日に追加取得したDAPUR MASAK PTE. LTD.の普通株式の時価	61,590千円
取得原価		102,650千円

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 11,084千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額

36,556千円

発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力です。

償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	26,824千円
固定資産	39,269千円
資産合計	66,093千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社NTTドコモ	1,768,781
KDDI株式会社	799,312

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループの事業セグメントは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
1株当たり純資産額	239.36円
1株当たり当期純利益金額	56.62円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	55.92円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	当連結会計年度 (2014年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	7,943,498
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
(うち新株予約権)	(26,740)
(うち少数株主持分)	( )
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	7,916,757
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	33,073,592

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり  
 です。

項目	当連結会計年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	1,868,782
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,868,782
普通株式の期中平均株式数(株)	33,000,494
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	415,938
(うち新株予約権)(株)	(415,938)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	



(重要な後発事象)

当社は、2014年7月24日開催の当社第10回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記のとおり決議しました。

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、執行役及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式630,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

6,300個を上限とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．起算日から1年を経過した日から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

（10）組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（6）に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（7）に準じて決定する。

新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記（9）に準じて決定する。

（11）行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金		3,600	0.7	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)		12,092	0.4	2015年5月11日～ 2019年5月14日
合計		15,692		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しています。  
2. 1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金の一部には利子補給のある借入金を含んでいます。  
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,772	2,304	2,304	2,304

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)		3,072,757	4,693,030	6,572,139
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)		1,606,989	2,327,231	3,137,375
四半期(当期)純利益金額 (千円)		990,399	1,398,190	1,868,782
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		30.05	42.39	56.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)		14.34	12.34	14.23

(注) 当社は、当第2四半期連結累計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期の数値は記載していません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2013年4月30日)	当事業年度 (2014年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,667,841	3,922,628
受取手形	1,575	1,575
売掛金	1,079,044	1,321,297
原材料及び貯蔵品	516	603
前払費用	99,354	107,966
繰延税金資産	147,451	123,748
その他	14,205	58,156
貸倒引当金	2,584	3,028
流動資産合計	7,007,404	5,532,948
固定資産		
有形固定資産		
建物	67,954	67,954
減価償却累計額	62,655	66,575
建物(純額)	5,299	1,379
工具、器具及び備品	79,540	95,784
減価償却累計額	55,127	63,796
工具、器具及び備品(純額)	24,413	31,987
有形固定資産合計	29,713	33,367
無形固定資産		
ソフトウェア	13,101	16,700
その他	73	73
無形固定資産合計	13,175	16,773
投資その他の資産		
投資有価証券	42,000	42,000
関係会社株式	61,760	3,536,073
差入保証金	76,014	221,608
繰延税金資産	149,108	293,114
長期前払費用	78,993	20,805
投資損失引当金		116,570
投資その他の資産合計	407,876	3,997,032
固定資産合計	450,765	4,047,173
資産合計	7,458,169	9,580,122

(単位：千円)

	前事業年度 (2013年4月30日)	当事業年度 (2014年4月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	9,281	9,149
未払金	342,075	441,271
未払法人税等	780,888	846,448
前受金	3,013	4,132
預り金	18,548	22,387
その他	64,561	97,258
流動負債合計	1,218,367	1,420,646
負債合計	1,218,367	1,420,646
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	847,440	871,425
資本剰余金		
資本準備金	846,865	870,850
資本剰余金合計	846,865	870,850
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,509,800	6,391,645
利益剰余金合計	4,509,800	6,391,645
自己株式	1,185	1,185
株主資本合計	6,202,919	8,132,734
新株予約権	36,883	26,740
純資産合計	6,239,802	8,159,475
負債純資産合計	7,458,169	9,580,122

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2012年 5月 1日 至 2013年 4月30日)	当事業年度 (自 2013年 5月 1日 至 2014年 4月30日)
売上高	4,982,304	6,494,423
売上原価	55,056	63,357
売上総利益	4,927,248	6,431,065
販売費及び一般管理費	2 2,282,420	2 3,055,153
営業利益	2,644,828	3,375,912
営業外収益		
受取利息	10,868	4,927
為替差益	35,288	5,198
受取補償金	10,024	
助成金収入		2,600
その他	876	3,311
営業外収益合計	57,056	16,037
営業外費用		
投資損失引当金繰入額		116,570
その他	151	323
営業外費用合計	151	116,893
経常利益	2,701,733	3,275,055
特別利益		
固定資産売却益	3 497	
新株予約権戻入益	1,823	14,598
事業譲渡益		8,000
特別利益合計	2,321	22,598
特別損失		
固定資産除売却損	4 0	4 461
関係会社株式評価損	69,811	2,688
特別損失合計	69,811	3,150
税引前当期純利益	2,634,243	3,294,503
法人税、住民税及び事業税	1,171,743	1,368,544
法人税等調整額	154,113	120,303
法人税等合計	1,017,629	1,248,240
当期純利益	1,616,613	2,046,262



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)		当事業年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注費		55,056	100.0	63,357	100.0
当期売上原価		55,056	100.0	63,357	100.0

(注) 外注費は、主に広告事業のウェブコンテンツの制作委託に係る費用です。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	831,480	830,905	830,905	2,942,227	2,942,227	1,185	4,603,426	21,512	4,624,938
当期変動額									
新株の発行	15,960	15,960	15,960				31,920		31,920
剰余金の配当				49,040	49,040		49,040		49,040
当期純利益				1,616,613	1,616,613		1,616,613		1,616,613
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								15,371	15,371
当期変動額合計	15,960	15,960	15,960	1,567,572	1,567,572		1,599,492	15,371	1,614,863
当期末残高	847,440	846,865	846,865	4,509,800	4,509,800	1,185	6,202,919	36,883	6,239,802

当事業年度(自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	847,440	846,865	846,865	4,509,800	4,509,800	1,185	6,202,919	36,883	6,239,802
当期変動額									
新株の発行	23,985	23,985	23,985				47,970		47,970
剰余金の配当				164,417	164,417		164,417		164,417
当期純利益				2,046,262	2,046,262		2,046,262		2,046,262
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								10,142	10,142
当期変動額合計	23,985	23,985	23,985	1,881,844	1,881,844		1,929,815	10,142	1,919,672
当期末残高	871,425	870,850	870,850	6,391,645	6,391,645	1,185	8,132,734	26,740	8,159,475

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっ  
ています。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

また、定期賃貸借契約による建物上の建物附属設備については、耐用年数を定期賃貸借期間とした定額法  
によって償却しています。

建物 2年

工具、器具及び備品 3年～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年  
間で均等償却する方法によっ

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し  
ています。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定  
の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上し  
ています。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっ

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しています。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しています。

以下の事項について、記載を省略しています。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第20条に定める流動資産に係る引当金の注記については、同条第3項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第20条を準用する、同第34条に定める投資その他の資産に係る引当金の注記については、同第20条第3項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しています。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

	前事業年度 (2013年4月30日)	当事業年度 (2014年4月30日)
短期金銭債権	2,976千円	50,548千円
短期金銭債務	1,334	3,023

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	当事業年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
営業取引による取引高	12,484千円	23,859千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17.1%、当事業年度21.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82.9%、当事業年度78.4%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	当事業年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
給料手当	768,886千円	999,868千円
売上手数料	335,973	449,542
減価償却費	21,953	24,591
貸倒引当金繰入額	1,295	443

3 固定資産売却益の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	当事業年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
工具、器具及び備品	497千円	

4 固定資産除売却損の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)	当事業年度 (自 2013年5月1日 至 2014年4月30日)
工具、器具及び備品	0千円	461千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	前事業年度 (2013年4月30日)	当事業年度 (2014年4月30日)
子会社株式	61,760千円	3,528,073千円
関連会社株式		8,000千円
計	61,760千円	3,536,073千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2013年4月30日)	当事業年度 (2014年4月30日)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	60,691千円	62,670千円
売上手数料見積計上否認	29,204	36,176
未払賞与	21,869	16,275
地代家賃否認	19,835	
その他	15,850	8,626
計	147,451	123,748
繰延税金資産(固定)		
減価償却費	107,874	210,082
関係会社株式	35,213	36,171
投資損失引当金		41,545
その他	6,019	5,314
計	149,108	293,114
繰延税金資産合計	296,559	416,863

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度と当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、当該差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2014年法律第10号)が2014年3月31日に公布され、2014年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2014年5月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

これによる影響は軽微です。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

当社は、2014年7月24日開催の当社第10回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、下記のとおり決議しました。

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利な条件による発行を必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し新株予約権を無償で発行するものです。

2. 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式630,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

6,300個を上限とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より3年間とする。

(6) 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

イ．行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ．起算日から1年を経過した日から1年間

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ．起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとする。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めるときは、当該日が到来することをもって、当社は当該本新株予約権を無償で取得することができる。



当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

（10）組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記（6）に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（7）に準じて決定する。

新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記（9）に準じて決定する。

（11）行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	10月31日(中間配当) 4月30日(期末配当) その他、取締役会で決定
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	
手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としています。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行います。 公告掲載URL <a href="http://info.cookpad.com">http://info.cookpad.com</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 2014年7月24日開催の第10回定時株主総会において、定款一部変更の件を決議し、次のとおりとなりました。

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| (1) 事業年度       | 毎年1月1日から12月31日まで         |
| (2) 定時株主総会     | 3月中                      |
| (3) 基準日        | 12月31日                   |
| (4) 剰余金の配当の基準日 | 6月30日(中間配当)、12月31日(期末配当) |

なお、第18期事業年度については、2014年5月1日から2014年12月31日までの8ヶ月間となります。

また、上記(4)にかかわらず、第18期事業年度の中間配当の基準日は2014年10月31日となります。

3. 2014年7月25日付で株主名簿管理人を、次のとおり変更しました。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
三井住友信託銀行 証券代行部

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第16期)(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)2013年7月26日関東財務局長に提出

#### (2) 有価証券報告書の確認書

事業年度(第16期)(自 2012年5月1日 至 2013年4月30日)2013年7月29日関東財務局長に提出

#### (3) 内部統制報告書及びその添付書類

2013年7月29日関東財務局長に提出

#### (4) 四半期報告書及び確認書

(第17期第1四半期)(自 2013年5月1日 至 2013年7月31日)2013年9月12日関東財務局長に提出

(第17期第2四半期)(自 2013年8月1日 至 2013年10月31日)2013年12月12日関東財務局長に提出

(第17期第3四半期)(自 2013年11月1日 至 2014年1月31日)2014年3月14日関東財務局長に提出

#### (5) 臨時報告書

2013年7月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書です。

2013年9月6日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2(子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書です。

2013年12月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の2(連結子会社による子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書です。

2014年4月21日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書です。

2014年4月25日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない有償ストック・オプションの付与)の規定に基づく臨時報告書です。

#### (6) 訂正臨時報告書

2013年9月27日関東財務局長に提出

2013年9月6日提出の臨時報告書(子会社取得の決定)に係る訂正臨時報告書です。

2014年5月12日関東財務局長に提出

2014年4月25日提出の臨時報告書(届出を要しない有償ストック・オプションの付与)に係る訂正臨時報告書です。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2014年7月25日

クックパッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の2013年5月1日から2014年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社及び連結子会社の2014年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象にストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、クックパッド株式会社の2014年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、クックパッド株式会社が2014年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2014年7月25日

クックパッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の2013年5月1日から2014年4月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クックパッド株式会社の2014年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象にストックオプション（新株予約権）の付与に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。